

兵庫県強靱化計画の改定について

1 趣旨

現行の兵庫県強靱化計画の策定（H28. 1）以降に発生した災害から得られた新たな知見や、関連する分野別計画の改定等を踏まえ、兵庫県強靱化計画を改定する。

（参考）国土強靱化について

最悪の事態を念頭に平時からの備えを強化し、発災後に長期間かけて復旧・復興を図る「事後対策」の繰り返しを避ける狙いから、平成25年、議員立法によって国土強靱化基本法が制定。

同法で地方公共団体は国土強靱化に関する施策を地域の状況に応じて総合的・計画的に実施する責務を有するものとされたことを受け、本県は、平成28年1月、兵庫県強靱化計画を策定。

※国土強靱化の定義：「事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり」（国土強靱化基本法第1条）

2 主な改定内容

（1）近年の災害や分野別計画の改定を踏まえた推進方針等の見直し

- ・大阪府北部地震（H30. 6）等現計画策定以降の災害から得た知見を踏まえた対策の追加
- ・社会基盤整備プログラム等分野別計画の策定・改定を踏まえた対策の追加と指標の更新

（主な追加対策）

- ・ダムの嵩上げ・放流施設の整備、利水ダムを含むすべての既存ダムでの事前放流
- ・高潮対策10か年計画に基づく計画的な整備
- ・学校等のブロック塀の安全点検・安全対策の推進
- ・文化財における防火設備の点検・整備等、耐災害性の向上
- ・電力等のライフライン関係事業者の災害予防・応急対策に向けた体制整備の促進
- ・荒天時の道路橋等への船舶の衝突・乗り上げを防ぐ走錨防止対策の強化
- ・空港間の相互支援体制の構築や鉄道車両基地の浸水対策の促進

（2）強靱化推進のための具体的事業の明記

- ・強靱化関連の国交付金・補助金が、強靱化計画で明記された事業に「重点化」「要件化」される国の方針を受け、社会基盤整備プログラム（H31. 3改定）に記載の事業を中心に、強靱化に必要な社会基盤整備の主な事業箇所等を別表に記載

（具体的事業の記載イメージ）

1 県土保全

（1）津波対策

番号	事業箇所名	事業場所	事業概要	前期 (R1～R5)	後期 (R6～R10)	所管
1	尼崎西宮芦屋港海岸 〔芦屋浜地区〕	芦屋市	護岸等老朽化対策	●	●	県土整備部
2	東播磨港海岸 〔高砂地区〕	高砂市	護岸老朽化対策	●	●	県土整備部
3	姫路港海岸 〔飾磨地区〕等2箇所	中播磨県民センター管内	護岸老朽化対策	●	●	県土整備部

3 今後のスケジュール

令和2年1月下旬～ パブリックコメント
令和2年2月 策定・公表